

を踏まえて事後評価を行うことが要請されている。しかしながら、評価結果において随意契約の適正化の取組について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－１－(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構】

- 平成18年度に当期総利益が約0.9億円発生し、年度末の利益剰余金が約1.6億円計上されているが、業務実績報告書等において、発生要因等について記載されていない。一方、評価結果の「予算、収支計画及び資金計画」の項目についてA評定となっているが、利益剰余金については言及されていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等に明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- 平成18年度の政策評価・独立行政法人評価委員会意見として、貴委員会に対し、評価の前提となる評価指標を具体的かつ定量的に設定すること、及び評価の前提となる法人の業務の内容及び進捗<sup>ちよく</sup>状況等基本状況を具体的に記述すること等の通知を行っているところである。しかしながら、例えば、「機構設立時に暫定的に定められた諸手続の見直し」の評価に関し、業務実績報告書等において、手続の見直しの実績が具体的に記載されていない。また、評価結果においてはA評定とされているが、その理由、根拠等についての説明がされていない。今後の評価に当たっては、必ず業務実績報告書等に業務の進捗状況等を具体的に記載させた上で、厳格な評価を行い、その評価の考え方、理由、根拠等についても明らかにすべきである。